

平成24年2月22日判決言渡し 同日判決原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第231号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年12月22日

判 決

山口県

原 告

上記訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、189万5737円及び内169万5004円に対する平成23年6月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

主文と同旨。

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- (3) 仮執行免脱宣言

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正前のものを「旧貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告は、平成6年8月2日から平成23年5月6日までの間、被告との間において、別紙計算書記載のとおり、金銭の借入及び弁済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。
- (3) 原告は、本件取引に先立ち、被告との間において、所定の借入限度額の範囲内で金銭の借入及び弁済を繰り返し行うことを予定した基本契約を締結し、同基本契約に基づいて本件取引が開始された。
- (4) 本件取引に係る弁済金のうち、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると、過払金が発生している。
- (5) 被告は、原告から弁済金を受領するに際して制限超過部分については受領すべき法律上の原因がないことを認識していたから、過払金につき民法704条の「悪意の受益者」に該当する。
- (6) 本件取引の終了日の後である平成23年6月13日の時点において、同取引から生じた過払金は169万5004円、過払金に対する民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の累計は20万0733円である。
- (7) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求として上記過払金169万5004円の支払並びに法定利息として20万0733円及び上記過払金に対する本件取引終了日の後である平成23年6月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める。

2 請求原因に対する認否及び被告の主張

(1) 請求原因(1), (3)及び(4)は認める。同(2)については、争うことを明らかにしない。

(2) 請求原因(5)及び(6)の事実是否認し、主張は争う。

ア 悪意の受益者の該当性について

以下のとおり、被告は、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情が存在するので、悪意の受益者に該当しない。

(ア) 被告は、旧貸金業法17条所定の契約書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条所定の受取証書（以下「18条書面」という。）が、取引の都度、直ちに借主に交付されるという業務体制を構築していた。また、被告は、法改正及び判例の変遷に真摯に対応して書式の改訂を重ね、行政通達も遵守してきた。

(イ) 被告は、リボルビング取引における個別貸付の際に借主に交付していた明細書に、「返済期間及び返済回数」（旧貸金業法17条1項6号）及び「各回の返済期日及び返済金額」（同法施行規則13条1項1号チ）に準じた事項として、平成14年8月以前には次回返済期日及び次回返済金額を、平成14年8月以後には最終返済期限、残返済回数、次回返済期日、次回返済金額、各回返済期日及び各回元金支払額を記載していた。平成14年8月以前の明細書の記載が最高裁平成17年12月15日判決（民集59巻10号2899頁。以下「平成17年判決」という。）の基準を満たさないとしても、同判決以前の裁判例及び学説の状況に照らせば、被告が上記明細書の記載及び基本契約書の記載を併せ読めば17条書面の要件を満たしていると認識していたことはやむを得ないというべきである。

(ウ) 最高裁平成18年1月13日判決（民集60巻1号1頁。以下「平成18年判決」という。）以前の期間については、期限の利益喪失特約の

存在から悪意の受益者とを推定することはできない。また、上記最高裁判決後の期間については、同判決により、期限の利益喪失特約中、制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するという部分が無効であることが借主にとって明らかになったといえるから、被告において、借主が期限の利益喪失特約の上記一部無効を認識した上で制限超過部分を支払った（すなわち、期限の利益喪失特約の存在により事実上強制されて制限超過部分を支払ったものではない）との認識の下で制限超過部分を受領したとしても、やむを得ないというべきであり、被告を悪意の受益者と推定することができない。

(エ) 被告は、平成18年判決後においても、誤った認識に基づく制限超過部分の支払が生じないように、速やかに期限の利益喪失条項の記載内容を変更し、新規契約に際しては平成18年6月25日、既存借主に対しても平成18年6月26日以降の契約に際して、当該条項に「ただし利息制限法に規定する利率を超えない範囲内の利息の支払を遅滞した場合に限る」旨付記した。

(オ) 被告は、平成18年4月末日以前に交付した18条書面には、契約年月日（旧貸金業法18条1項2号）及び貸付金額（同3号）の記載を省略していた。これは、平成18年4月11日内閣府令第39号による改正前の貸金業法施行規則15条2項に則った取扱であった。平成18年判決は、上記規則15条2項を、内閣府令に対する法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効と解すべきであると判示したが、同判決言渡前は、上記規則15条2項の効力については下級審でも判断が分かれており、有効とする判決がむしろ多数であった。

(カ) 原告が本件取引において使用したATMにおいては、入金に先立って投入する金額が元本・利息・損害金のいずれに充当されるかを事前に知ることができ、かつその内訳を記載した明細書が即時に発行されること

から、原告が「利息として」「任意に」支払ったことは疑いがない。

イ 法定利息の充当について

原告の請求は、法定利息を過払金発生後の貸付に充当する計算方法を前提としているが、過払金発生後の新たな貸付は、過払金の弁済ではないから、法定利息を新たな貸付に充当する法的根拠はない。

3 抗弁（法人税の納付による利益の減少—請求原因(5)が認められないことを前提として）

被告が悪意の受益者でない場合、返還すべき利益は現存利益に限られるところ、被告は、利息収入についてはこれを各事業年度に利益として申告し、法人税の納付を完了した。

したがって、被告が返還すべき利得は、法定利息を付さずに算定した過払金の55パーセントにとどまるというべきである。

4 抗弁に対する認否

事実は知らない。主張は争う。

理 由

第1 請求原因について

1 請求原因(1)、(3)及び(4)は当事者間に争いがない。

被告は、請求原因(2)について争うことを明らかにしないので、これを自白したものとみなす。

2 請求原因(5)及び(6)について

(1) 甲第3号証及び乙第6号証の1・2並びに弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づき、継続的に借入と弁済を繰り返す金銭消費貸借取引であり、借入は、所定の限度額の範囲内において繰り返し行われ、また、弁済は、借入金債務の残額の合計を基準として各回の約定返済額を設定して毎月一定日あるいは一定の周期に則って行われるものであったことが認められる。したがって、上記基本契約に基づく弁済は借入金の全体に対して行われ

るものと解されるから、上記基本契約は、制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含んでいるものと解するのが相当である。

- (2) 貸金業者が制限超過部分を利息として受領したが、その受領につき旧貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

本件では、被告は、旧貸金業法43条1項の適用を主張していない（利息制限法所定の制限利息に基づく引き直し計算には同意している。）が、悪意の受益者であることを争うので、以下、被告の主張に鑑み、上記特段の事情の有無を判断する。

- (3)ア 本件取引は、上記(1)で認定したとおり、いわゆるリボルビング取引であると認められる。リボルビング取引における個々の貸付時に借主に交付すべき17条書面には、確定的な「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」を記載することは不可能であるが、これらに準じた事項として、当該貸付を含めたその時点での全貸付の残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額（以下、これらを「法定記載事項に準じた事項」と総称する。）を記載すべきである（平成17年判決）。

イ 被告は、本件取引における個々の貸付及び弁済時に原告に交付していた利用明細書の記載内容を復元した書面として乙第7号証（以下「復元書面」という。）を提出しているが、平成14年4月17日以前の貸付時の

復元書面には、「ご利用残高」及び「次回返済期日」は記載されているが、法定記載事項に準じた事項は記載されていない。

ウ 法及び規則が17条書面に返済期間、返済金額等の記載をすることを求めた趣旨・目的は、これらの記載により、借主が自己の債務の状況を認識し、返済計画を立てることを容易にすることにあると解される。リボルビング取引における個々の貸付の時点で、上記の記載に代えて貸付残高及び次回返済期日のみが記載された書面が17条書面として交付されても、上記の趣旨・目的が十全に果たされるものではないことは明らかである反面、法定記載事項に準じた事項の記載をすることは可能であり、かつ、その記載があれば、借主は、個々の借入の都度、今後、追加借入をしないで最低返済額を毎月の返済期日に返済していった場合、いつ残元利金が完済になるのかを把握することができ、完済までの期間の長さ等によって、自己の負担している債務の重さを認識し、漫然と借入を繰り返すことを避けることができるのであるから、これを記載することが上記の趣旨・目的に沿うものであることは、平成17年判決の言渡し日以前であっても貸金業者において認識し得たというべきである。

エ そして、被告が、リボルビング取引における個々の貸付時に17条書面として交付する書面には、貸付残高と次回返済期日の記載があれば足り、法定記載事項に準じた事項の記載がなくても旧貸金業法43条1項の適用が否定されるものではないとの認識を有するに至ったことがやむを得ないと認める証拠はない。

そうすると、少なくとも平成14年8月以前については、上記(2)の特段の事情があるということとはできない。

オ なお、平成14年9月30日の貸付以降の貸付に関する復元書面には、「ご利用残高」「次回返済金額」「次回返済期日」「残返済回数」「各回返済期日」「各回元金支払額」「最終返済期限」が記載されており、法定

記載事項に準じた事項の記載があるといえるが、仮に復元書面のとおりの利用明細書が個々の貸付時に原告に交付されていたとしても、平成14年8月以前から本件取引は継続して過払の状態となり貸金債務は存在していなかった（被告の主張〔被告第1準備書面添付別紙1取引計算書〕を前提としても、本件取引は、平成13年2月1日以降、継続して過払の状態にあった。）のであるから、平成14年8月以降は、利息が発生する余地はなく、この時期にされた制限超過部分の支払につき旧貸金業法43条1項を適用してこれを有効な利息の支払とみなすことができないことは明らかである。そうすると、本件取引につき、平成14年8月以降、17条書面として交付された書面に復元書面のとおりの記載があったとしても、被告がそれまでに発生した過払金の取得につき悪意の受益者である以上、この時期に発生した過払金の取得についても悪意の受益者であることを否定することはできない。

カ よって、被告は、本件取引における過払金の取得について民法704条の「悪意の受益者」であるというべきである。

(4) 次に、被告は、法定利息をその後の貸付に充当することは、法律の規定によっても、当事者の意思によっても正当化できない旨主張するが、過払金充当合意の中に法定利息をその後の貸付に充当する趣旨が含まれると解するのが合理的（借主としては、法定利息をそのままにして過払金元本のみをその後の貸付に充当するのが合理的な意思とはいえず、他方、貸主としても、法定利息がその後の貸付に充当されないとの合理的な期待を抱く事情は見当たらない。）といえるから、この点に関する被告の主張は理由がない。

(5) 上記(1)ないし(4)の認定説示によれば、請求原因(5)及び(6)が認められる。

第2 抗弁について

抗弁は、被告が悪意の受益者とは認められないことを前提とする主張であるから、判断する必要がある。

第3 結論

以上の認定説示によれば，原告の請求は理由があるから，訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条，仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して，主文のとおり判決する（仮執行の免脱は相当でない。）。

山口地方裁判所宇部支部

裁 判 官 山 本 正 道

これは正本である。

平成 24年 2月 22 日

山口地方裁判所宇部支部

裁判所書記官 宇 田 高 広